

表① 申告により軽減される税額(一般例)		単位円		
区分		軽減される税額		
		住宅分	土地分	合計額
新築住宅		105,000	45,000	150,000
中古住宅	・47年以前に新築	45,000	45,000	90,000
	・48年~50年に新築	69,000	45,000	114,000
	・51年以後に新築	105,000	45,000	150,000

マイホームを持つのは一生の大事業。いろいろな出費が重なりますが、忘れてはならないのが“税金対策”です。土地や家屋を取得すると、不動産取得税(県税)という税金かかり、納める額は、取得した土地や家屋の評価価格の三パーセント

です。
なお、マンションなどは、専有部分などの取得をもって、家屋の取得があつたものとみなして、税がかかります。

申告をすると 税が軽減

一定の住宅やその敷地を取得したときは、それだけ六十日以内に申告をすると税が軽減されます。なお、中古住宅とその敷地については昭和五十五年四月一日以後に、新築住宅とその敷地については昭和五十五年七月一日以後に取得したものから、申告することになっています。

○ 軽減される 税額

六十日以内に申告をすると、通常、表の①のように、税が軽減されます。

○ 軽減される 住宅は

表②に該当する住宅について税が軽減されます。

六十日以内に申告を!!

『軽減』される不動産取得税

最高

150,000円

税務課に用意してある申告書・売買または譲り受け契約書・登記済権利書・印鑑などが必要です。
くわしいことは、山武支庁税務課(0475542255)または、役場税務課(0475542255)までお問い合わせください。

☆不動産の価格
課(0475542255)または、役場税務課(0475542255)までお問い合わせください。
実際の売買価格などではなくて、固定資産評価価格によります。

○ 軽減される 土地は

表②に該当する住宅用の土地であつて、次に該当する場合について

新築住宅用の土地で

新築後一年以内の未使用の住宅とともに土地を取得した場合

土地を取得してから二年内に住宅を新築した場合

住宅を新築してから一年以内に土地を取得した場合

中古住宅用の土地

中古住宅の取得前または、取得後一年以内に土地を取得した場合

※土地の取得日と住宅の取得日が異なるときは、それぞれの取得日から六十日以内に申告することが必要です。

◎申告には、山武支庁

表② 税が軽減される住宅

区分	税が軽減される要件
新築住宅	○床面積が165m ² 以下のもの ○床面積1m ² あたりの評価価格が87,000円以下のもの
中古住宅	○床面積が40m ² 以上165m ² 以下のもの ○床面積1m ² あたりの評価価格が77,000円以下のもの ○新築後10年以内のもの ○前所有者が、譲渡前3年以上所有しており、かつ2年以内に居住していたもの ☆取得の日前1年以内に、自分の所有する住宅に住んでいた人が取得した場合は、軽減されません。

一般例

評価価格が540,000円の土地と4,250,000円の建物を購入した場合(新築住宅)

不動産取得税は

土地分

540,000円×3% = 16,200円

建物分

4,250,000円×3% = 127,500円

合計で143,700円となります。

これを60日以内に申告すると

不動産取得税は

土地分(45,000円が軽減)

540,000円×3% - 45,000円 = 非課税

建物分(105,000円が軽減)

4,250,000円×3% - 105,000円 = 22,500円

合計で22,500円となります。